

高山村特定地域生活排水処理事業 経営戦略

(2019 (令和元) 年度～2028 (令和 10) 年度)

2021 (令和 3) 年 3 月

高山村建設課

目次

第1章 経営戦略の策定にあたって	1
1. 経営戦略策定の意義	1
2. 経営戦略策定の方向性	1
3. 計画の期間	1
4. 経営戦略の位置付け	2
5. 高山村の下水道事業の概要	2
6. 下水道使用料の概要・考え方	3
7. 組織	4
8. 民間活力の活用等	5
第2章 現状分析	6
1. 高山村の人口推移	6
2. 下水道事業の整備状況	7
(1) 水洗化率	7
3. 処理区域内人口密度	8
(1) 処理区域内人口密度	8
4. 経営分析	9
(1) 有収率	9
(2) 施設利用率	10
(3) 収益的収支の分析	11
(4) 汚水処理原価及び経費回収率	12
(5) 2017（平成29）年度 収入及び支出の内訳	13
(6) 企業債残高対事業規模比率	17
(7) 老朽化の状況	18
5. 現状分析により認識された経営課題	19
第3章 経営基本方針	20
1. 基本方針	20
2. 経営方針	20
第4章 特定地域生活排水事業投資・財政計画（収支計画）	21
1. 投資試算	21
(1) 投資の目標及び取組事項	21
(2) 投資の試算結果	21
2. 財源試算	23
(1) 財源の目標及び取組事項	23
(2) 財源の試算結果	24

3. 投資・財政計画（収支計画）の策定結果.....	25
(1) 投資以外の経費に関する取組事項.....	25
(2) 投資・財政計画の策定結果.....	25
(3) 投資・財政計画のまとめ.....	27
(4) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ...	27
第5章 経営戦略策定後の検証・更新.....	34
（参考資料） 経営比較分析表の指標説明.....	35

第 1 章 経営戦略の策定にあたって

1. 経営戦略策定の意義

下水道事業については、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（2014（平成 26）年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請されているところです。

本村の事業は、本事業を財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものです。

2. 経営戦略策定の方向性

経下水道に求められる役割を果たし、事業を将来にわたって継続的に運営していくため、次のような点を重視して経営戦略を立案し、同戦略に基づく合理的な経営を推進していくものとします。

(1) 現状分析と将来予測

下水道事業に関する現状分析、将来予測や経営環境の類似する団体との比較分析に基づき経営戦略を策定します。

(2) 実現可能な戦略

下水道事業における管路施設、処理施設等の状況を踏まえた「投資試算」と、使用料収入、一般会計からの繰入金、企業債、受益者分担金などの財源試算を行い、担当部局との調整を図った上で経営戦略を策定します。

(3) 経営健全化の取組の推進

投資（支出）と財源（収入）を均衡させ安定的な経営を実現するため、組織運営の効率化や人材育成、新たな経営資源の確保策など、経営健全化に向けた取組を経営戦略において整理し、推進していきます。

3. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、本村においては計画期間を 2019（令和元）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図ります。

ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直していくものとします。

4. 経営戦略の位置付け

国は、保有資産の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少等に伴う使用料収入の減少等により公営企業の経営環境が厳しさを増していることから、2014（平成 26）年 8 月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を通知し、地方自治体に経営戦略の策定を要請しています。

これを受けて、高山村特定地域生活排水処理事業経営戦略は、2019（令和元）年から 2028（令和 10）年度までの 10 年間における中長期的な経営方針として策定するものです。

同戦略は、高山村総合計画を踏まえ、今後の特定地域生活排水処理事業の上位計画として、特定地域生活排水処理事業における主要施策や予算に反映することとします。

5. 高山村の下水道事業の概要

本村の特定地域生活排水処理事業は、汚水処理事業の 1 つとして、下水道や農業集落排水事業のような集合処理が当面見込めない区域で 2002（平成 14）年度より事業を開始し、順次整備、運営を行ってきました。市町村設置整備事業で整備を行い、平成 30 年度末時点で 289 基の合併処理浄化槽を設置しております。また、個人で設置され、高山村に移管された合併処理浄化槽が平成 30 年度末時点で 36 基存在しています。

特定地域生活排水処理事業の各処理区別の事業計画概要は以下のとおりです。

表1-1 高山村特定地域生活排水処理事業計画の概要

使用開始年月日 （供用開始後年数）	2002（H14）年 6 月 29 日 （17 年経過）	法適・非適の区分	非適
処理区内人口密度	56.56 人/K m ²	流域下水道等への 接続の有無	なし
処理区数	個別処理区	整備率	100%
処理場数	合併処理浄化槽 325 基	水洗化率	94.2%
広域化・共同化・ 最適化実施状況	実施していない		

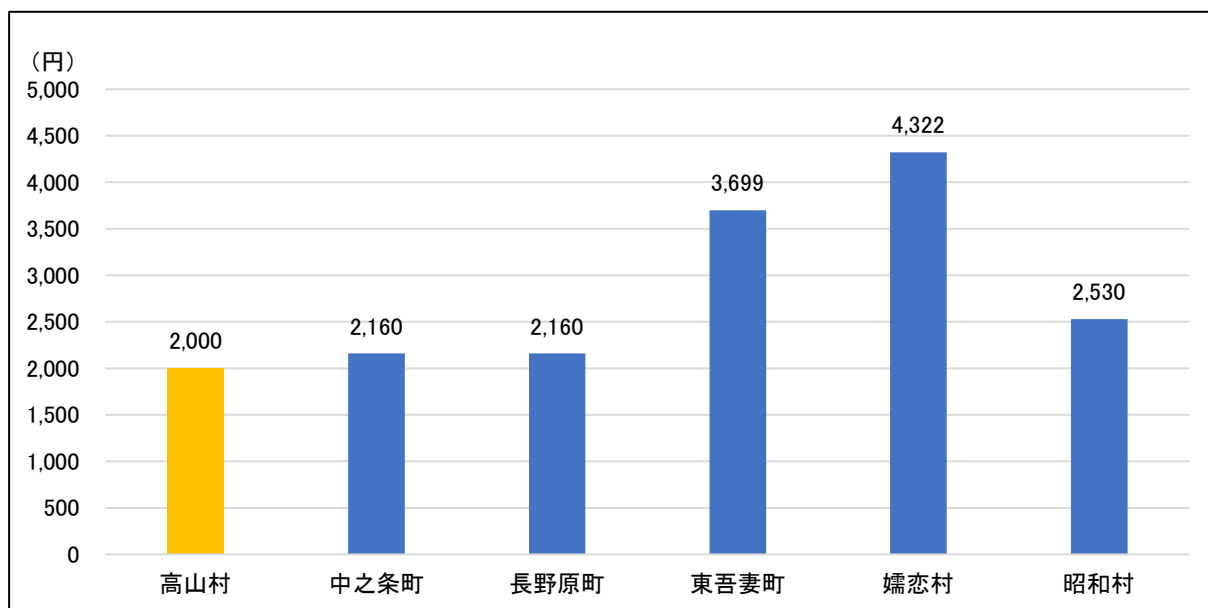
（出典）事業計画申請書
（2017（平成 29）年 3 月）

6. 下水道使用料の概要・考え方

用途区分	基本使用料		従量料金	
	基本汚水量	基本料金	汚水量	料金（1m ³ につき）
一般用	20m ³ まで	2,000円	21m ³ ～30m ³	100円
			31m ³ ～50m ³	110円
			51m ³ ～	120円
臨時用	1m ³ につき			150円

（出典）高山村水をきれいにする施設の設置及び管理に関する条例

近隣自治体の1ヶ月20m³当たりの下水道使用料（税込）

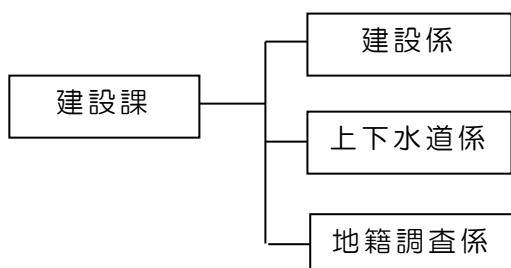


（出典）経営比較分析表

7. 組織

高山村建設課の組織体制は以下のとおりです。

表1-1 組織図



建設課における主な業務内容は以下のとおりです。

建設課

建設係

- 1 土木建設に関すること。
- 2 道路、河川に関すること。
- 3 災害復旧に関すること。
- 4 村営住宅に関すること。
- 5 法定外公共物に関すること。

上下水道係

- 1 上下水道に関すること。

地籍調査係

- 1 国土調査に関すること。
- 2 用地管理に関すること。

(出典) 高山村行政組織規則

8. 民間活力の活用等

民間活用の状況	民間委託	施設維持管理、保守点検業務
	指定管理者制度	活用していない。
	PPP・PFI	活用していない。
資産活用の状況	エネルギー利用	利用していない。
	土地等利用	未利用土地等はないため、土地等の利活用はしていない。

第 2 章 現状分析

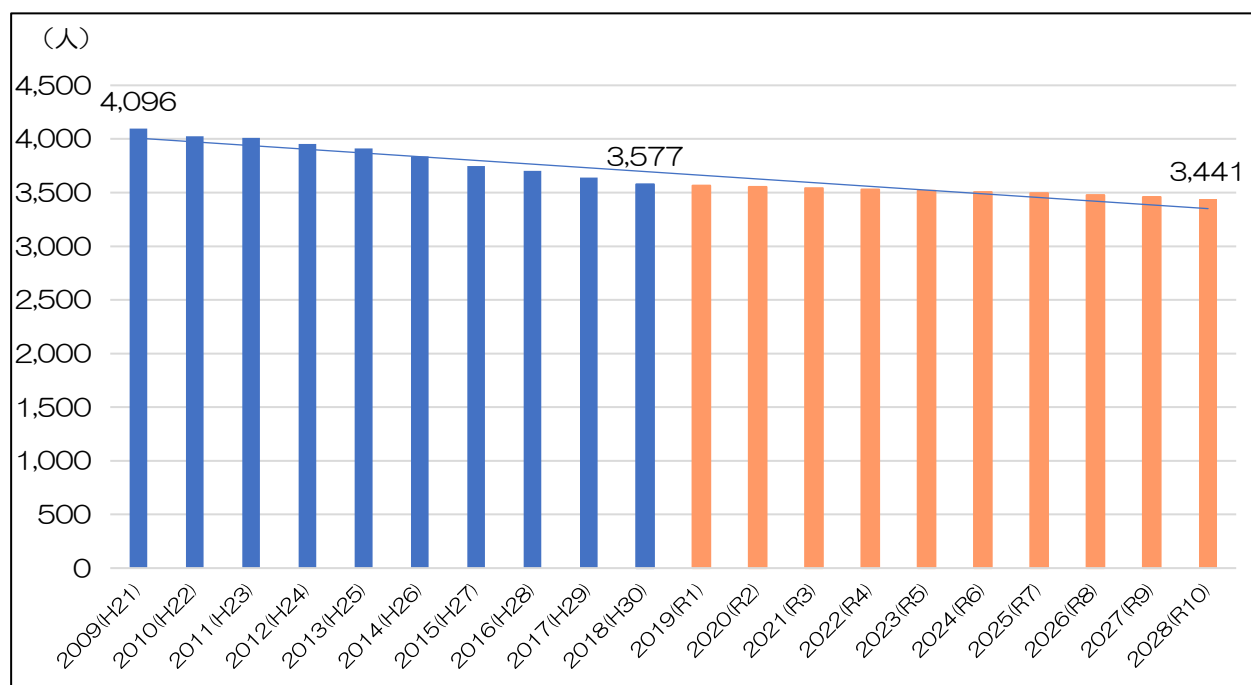
1. 高山村の人口推移

高山村の人口は、2009（平成 21）年以降減少傾向にあります。2018（平成 30）年度には 3,577 人であり、2009（平成 21）年度から 519 人減少（12.7%減）しています。高山村人口ビジョンによると、2028（令和 10）年度末の人口は 3,441 人まで減少（2018（平成 30）年比 3.8%減）することが予想されます。

2009（平成 21）年度からの人口推移をグラフにすると図表 2-1 のとおりです。

図表2-1 高山村の人口推移（2008

（



平成 20）年から 2028（令和 10）年）

（確定人口）

（単位：人）

2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)
4,096	4,024	4,009	3,954	3,911	3,838	3,747	3,703	3,640	3,577

（推定人口）

（単位：人）

2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)
3,565	3,553	3,541	3,529	3,517	3,505	3,495	3,477	3,459	3,441

（出典）地方公営企業年鑑個表、地方公営企業決算状況調査、人口ビジョン

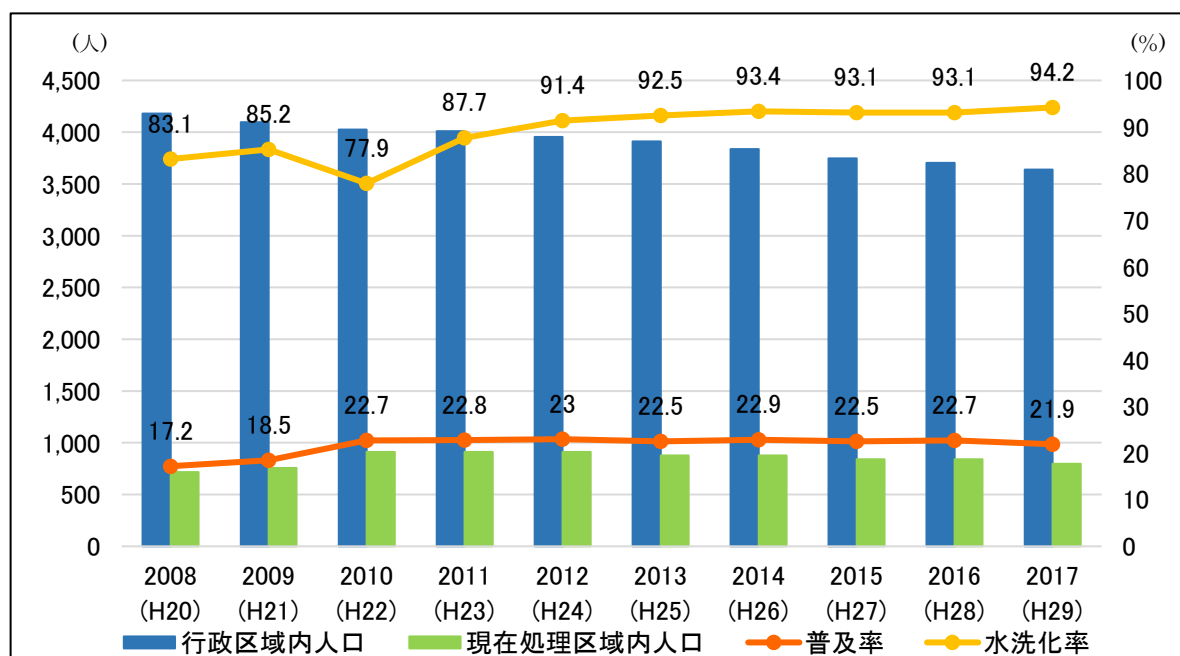
2. 下水道事業の整備状況

(1) 水洗化率

水洗化率は、処理区域内人口のうち合併浄化槽に接続された水洗便所を設置している人口を表したものです。特定地域生活排水処理事業における水洗化率は、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度まで93～94%で推移しており、類似団体と同水準にあります。

また、普及率は、2008（平成20）年度（17.2%）から2017（平成29）年度（21.9%）まで緩やかに上昇しております。

図表2-2 行政区域内人口、現在処理区域内人口、普及率及び水洗化率の推移



	単位	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	類似団体
行政区域内人口	人	3,747	3,703	3,640	
現在処理区域内人口	人	842	841	798	
普及率	%	22.5	22.7	21.9	
水洗化率	%	93.1	93.1	94.2	92.4

（注）処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体平均

（出典）経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表、決算統計

3. 処理区域内人口密度

(1) 処理区域内人口密度

処理区域内人口密度は、処理区域面積 1ha あたりの処理区域内人口を表したものです。特定地域生活排水処理事業における処理区域内人口密度は、2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度において 42.1 人/ha から 40.0 人/ha へと低下しています。類似団体における水準を上回っています。

処理区域内人口の減少が続いているため、処理区域内人口密度が低下しています。一般に、処理区域内人口密度が低下するにつれて一人当たり処理費用が大きくなるため、今後の処理区域内人口密度の推移に留意が必要と考えます。

図表2-3 処理区域内人口密度の推移

	単位	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）	類似団体
現在処理区域内人口	人	842	841	798	
処理区域内面積	ha	20	20	20	
処理区域内人口密度	人/ha	42.1	42.1	40.0	36.0

（注）処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体平均

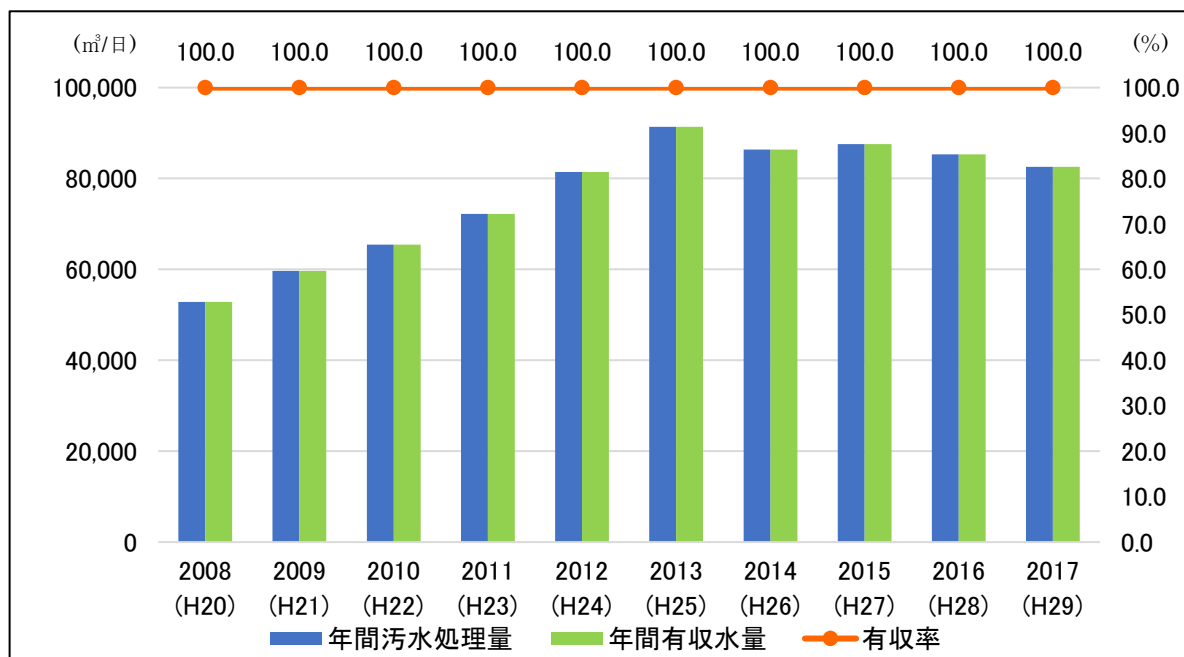
（出典）経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表、決算統計

4. 経営分析

(1) 有収率

有収率は、処理した汚水水量のうち使用料収入の対象となる有収水量の割合を示します。図表 2-4 のとおり 2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度にかけて 100%を維持しており、類似団体と同水準にあります。

図表2-4 有収率の推移



	単位	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	類似団体
有収率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
年間有収水量	m³	87,577	85,289	82,536	
年間汚水処理量	m³	87,577	85,289	82,536	

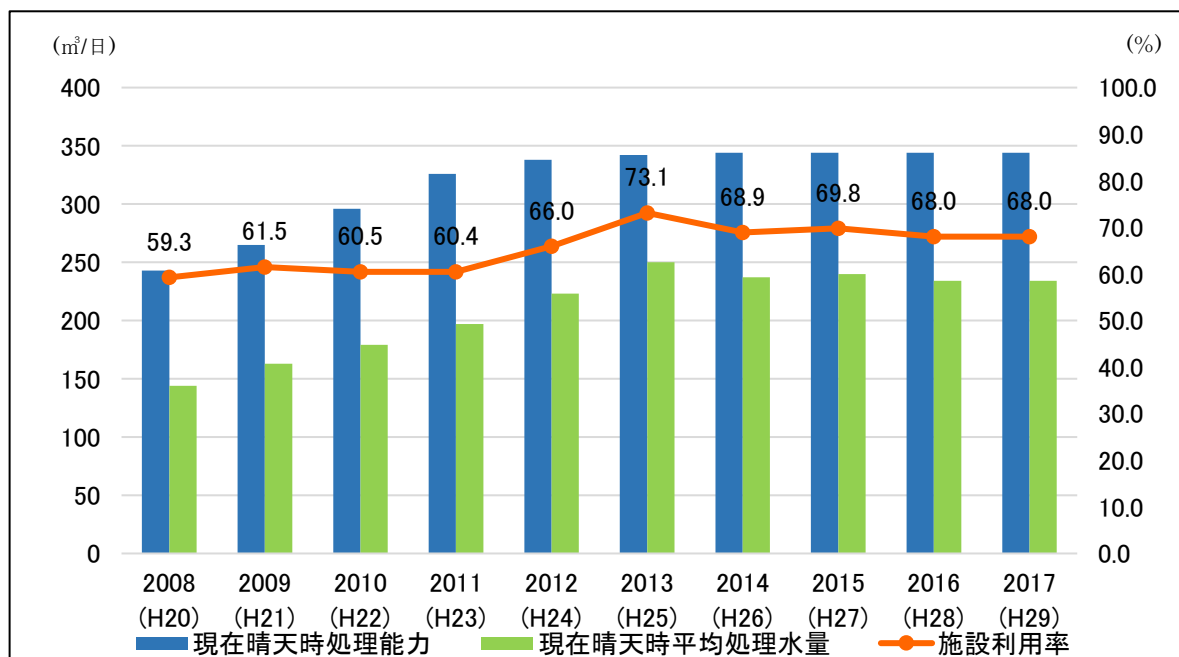
（注）処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体平均

（出典）経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表

(2) 施設利用率

特定地域生活排水処理事業における施設利用率は 2015（平成 27）年度からの 3 年間に於いて横ばいで推移しています。特定地域生活排水処理事業については計画区域内の整備が概ね終了し、処理水量の大幅な増加は見込まれないため、施設の更新投資においては需要に応じた能力となるよう配慮する必要があります。

図表2-5 施設利用率の推移



	単位	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	類似団体
現在晴天時処理能力		344	344	344	
現在晴天時平均処理水量		240	234	234	
施設利用率	%	69.8	68.0	68.0	61.8

(注) 処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体平均

(出典) 経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表

(3) 収益的収支の分析

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを示す指標です。特定地域生活排水処理事業における収益的収支比率は、主として委託料や支払利息の減少により総費用が減少し、2017（平成29）年度においては100.8%となっています。

収益的収支比率が100%を超えていることは、単年度の収支が黒字であることを示しており、経営状態が健全であることを示しています。

また、総収益について、使用料以外の一般会計繰入金に依存しているため、経営改善を図っていく必要があります。

図表2-6 収益的収支比率の推移

	単位	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
収益的収支比率	%	96.7	100.4	100.8
総収益	千円	24,197	23,913	25,662
総費用	千円	20,112	18,258	19,778
地方債償還金	千円	4,917	5,568	5,678

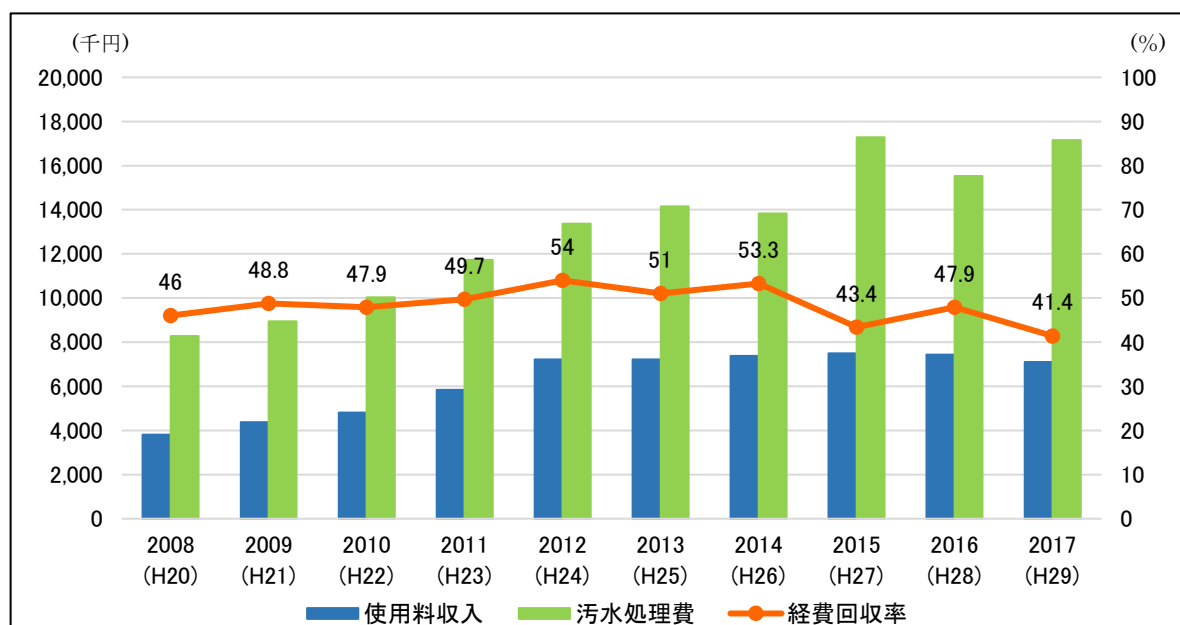
(4) 汚水処理原価及び経費回収率

汚水処理原価とは、有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用（汚水処理費）です。特定地域生活排水処理事業における汚水処理原価は、2017（平成 29）年度において、主として支払利息や委託料が前年度より減少したことに起因して減少しました。

また、経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表した指標であり、汚水処理原価で使用料単価を除することにより算出されます。特定地域生活排水処理事業における 2017（平成 29）年度の経費回収率は、上述の通り汚水処理原価が減少したため、前年より 6.5 ポイント下降して 41.49%となり、類似団体よりも低い水準です。

100%を下回っており、汚水処理に要する経費を使用料で賄うことが出来ていない状況です。

図表2-7 使用料単価、汚水処理原価及び経費回収率の推移



	単位	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	類似団体
使用料収入	千円	7,498	7,438	7,105	
使用料単価	円/m ³	85.6	87.2	86.1	170.6
汚水処理費	千円	17,279	15,525	17,155	
汚水処理原価	円/m ³	197.3	182.0	207.9	287.6
経費回収率	%	43.4	47.9	41.4	64.8

(注) 処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体平均

(出典) 経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表、決算統計

(5) 2017（平成 29）年度 収入及び支出の内訳

特定地域生活排水処理事業における収入及び支出の内訳は次のとおりです。

① 総収益（収益的収入）

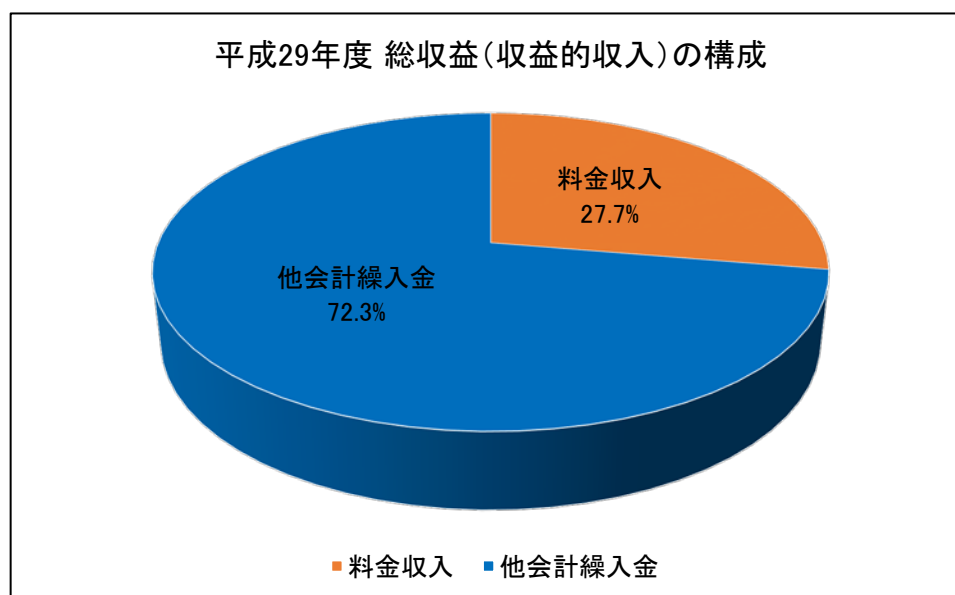
特定地域生活排水処理事業における直近 3 カ年の総収益の内訳及び平成 29 年度の総収益の構成比率は、図表 2-8 のとおりです。

総収益の主な内訳は、他会計繰入金 72.3%、料金収入 27.7%となっています。

図表2-8 総収益の推移及び構成

（単位：千円）

	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）
総収益（収益的収入）	24,197	23,913	25,662
営業収益	7,498	7,438	7,105
料金収入	7,498	7,438	7,105
営業外収益	16,699	16,475	18,557
他会計繰入金	16,699	16,475	18,557



（出典）地方公営企業決算状況調査表、決算統計

② 総費用（収益的支出）

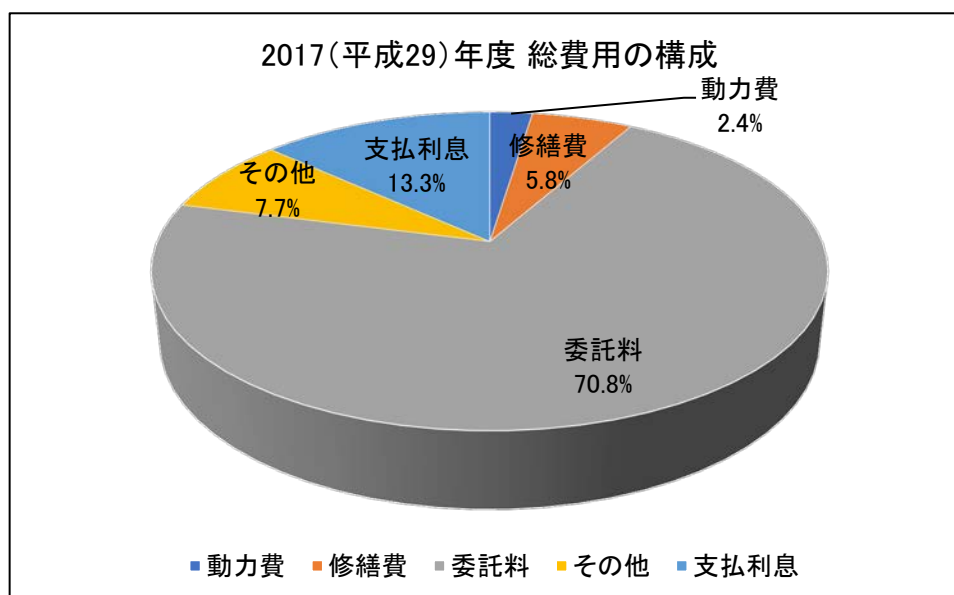
特定地域生活排水処理事業における直近3カ年の総費用の内訳及び2017（平成29）年度の総費用の構成比率は図表2-9のとおりです。

総費用の主な内訳は、委託料70.8%、支払利息13.3%、修繕費5.8%、動力費2.4%、その他7.7%となっています。

図表2-9 総費用の推移及び構成

（単位：千円）

	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）
総費用（収益的支出）	20,112	18,258	19,778
営業費用	17,279	15,525	17,155
動力費	486	490	481
修繕費	962	874	1,139
委託料	14,278	12,622	14,004
その他	1,553	1,539	1,531
営業外費用	2,833	2,733	2,623
支払利息	2,833	2,733	2,623



（出典）地方公営企業決算状況調査表、決算統計

③ 資本的収入

特定地域生活排水処理事業における直近3カ年の資本的収入の内訳は図表2-10のとおりです。

図表2-10 資本的収入の推移及び構成

(単位：千円)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
資本的収入	1,377	0	0
他会計補助金	1,071	0	0
国庫補助金	306	0	0

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、決算統計

④ 資本的支出

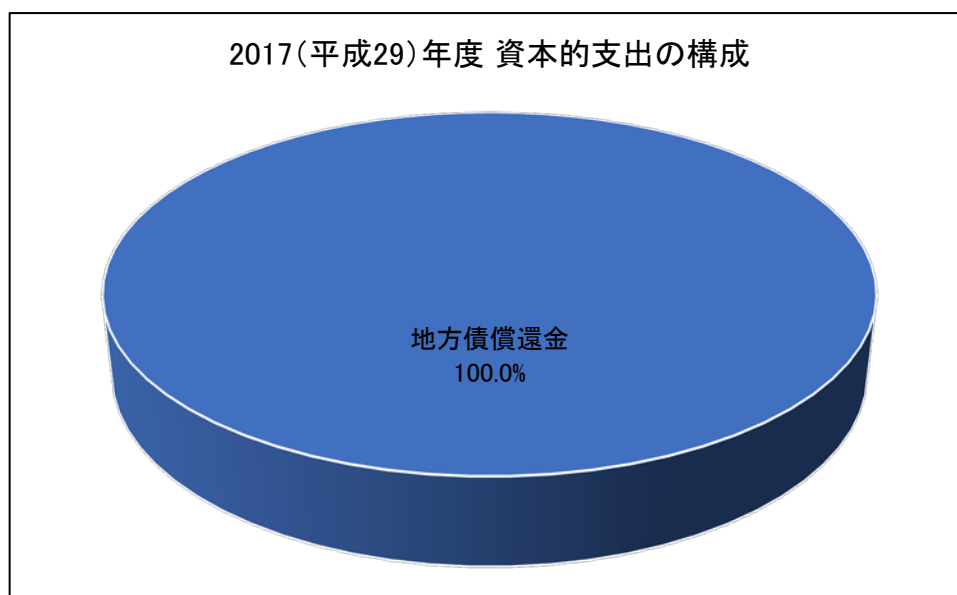
特定地域生活排水処理事業における直近3カ年の資本的支出の内訳及び2017（平成29）年度の資本的支出の構成比率は図表2-11のとおりです。

資本的支出の内訳は、地方債償還金100%となっています。

図表2-11 資本的支出の推移及び構成

（単位：千円）

	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）
資本的支出	6,294	5,568	5,678
地方債償還金	4,917	5,568	5,678
建設改良費	1,377	0	0



（出典）地方公営企業決算状況調査表、決算統計

(6) 企業債残高対事業規模比率

本村における使用料収入に対する企業債残高の割合である企業債残高対事業規模比率は、地方債残高について全額を一般会計負担としているため、0%となっています。

企業債残高対事業規模比率は、収入規模と見合った企業債残高であるかを測る指標であり、将来世代への負担が過度に高まらないように留意する必要があります。

図表2-12 企業債残高対事業規模比率の推移

	単位	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	類似団体
企業債残高対事業規模比率	%	0.0	0.0	0.0	244.9
地方債現在高	千円	138,933	133,365	127,687	
一般会計負担分	千円	133,933	133,365	127,687	
営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金	千円	7,498	7,438	7,105	

(注) 処理区域内人口、密度、供用開始後年数が類似の団体平均

(出典) 経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査表、決算統計

(7) 老朽化の状況

管渠については、近年更新を実施しておりません。今後計画的な更新を検討することが必要です。

図表2-13 管渠改善率の推移

	単位	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	類似団体
管渠改善率	%	—	—	—	—

(注) 供用開始後年数が類似の団体平均

(出典) 経営比較分析表、決算統計

5. 現状分析により認識された経営課題

現状分析の結果、高山村特定地域生活排水事業が直面している経営上の主な課題は、以下のとおりと考えます。

① 老朽化設備の更新及び投資財源の確保

今後は、経年劣化等による破損や故障が発生することが考えられますので、補修等も行っていく必要があります。特に付属機器であるブローアは、直射日光や風雨にさらされ、劣化が激しく、故障による交換等は維持管理面で費用の増大につながります。

現在のところ老朽化に伴う入替工事は発生しておりませんが、日頃から保守点検・清掃時に維持管理委託業者と共に劣化状態を把握するとともに、今後の財源等についても検討を行い、総合的に判断したうえで効率的な維持管理を実施する必要があります。

② 使用料収入の減少

今後人口減少に伴い、使用料収入は減少していく予想となっています。使用料収入の減少を抑制するための取組が必要である一方、使用料収入の減少が継続しても、将来にわたり下水道インフラを持続的に提供していくための取組も必要となります。

③ 経営の健全化

収入総額に占める他会計繰入金の割合が高い状態にあります。したがって、一般会計からの繰入金に関する削減努力を行い、一般会計の負担が過度に高まらないようにする必要があります。

④ 災害・危機管理対策

合併処理浄化槽は、コンパクトにもかかわらず、地震などの災害に強いという特徴があります。また、下水道や農業集落排水施設とは異なり、管路で繋ぐことがないので、管路の破損により使用できないということがありません。しかしながら、ひとたび災害が発生すると、浄化槽本体のひび割れやろ材の浮上など発生する可能性も考えられます。

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災や 2016（平成 28）年 4 月に発生した熊本地震においても、その被害状況が報告されています。

災害が発生した場合は、浄化槽清掃業者や保守点検業者等と連携し、被災した浄化槽の把握を行い、優先順位を決定し、修繕を行います。また、日頃から災害に対する予防及び復旧を含めた体制の確立に努めていきます。

そのため、本村の地域防災計画の内容を踏まえて、災害に対する予防及び復旧も含めた事業継続計画（BCP）策定の必要があると考えます。

第3章 経営基本方針

1. 基本方針

公共性及び経済性の中長期的な視点から、現在から将来に亘って課題を客観的に整理し、持続可能な事業運営をすることを、基本方針とします。

2. 経営方針

- ① 水洗化率を改善する
- ② 利用料金を適切な水準までの値上げを検討する
- ③ 他会計（一般会計）からの繰出金を減少させる

第4章 特定地域生活排水事業投資・財政計画（収支計画）

1. 投資試算

(1) 投資の目標及び取組事項

特定地域生活排水処理事業における投資の目標及び取組みとして、次の事項を計画しています。

① 投資の目標に関する事項

本投資計画では、推計期間内において浄化槽の維持管理を行うのみであり、新規設置事業は行いません。

② 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

本投資計画では、推計期間内において投資（建設改良）は行いません。

③ 広域化・共同化・最適化に関する事項

浄化槽は、各戸あるいは事業所の個別設置であるため、広域化について実施できるものではなく広域化の取組みはありません。

④ 投資の平準化に関する事項

本投資計画では、推計期間内において投資（建設改良）は行わないため、投資の平準化に関する検討は行いません。

⑤ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

浄化槽の維持管理については、民間委託により実施しており、民間でできることは民間委託との考え方を基本に、業務執行にあたって効率的で効果的な手法により実施します。

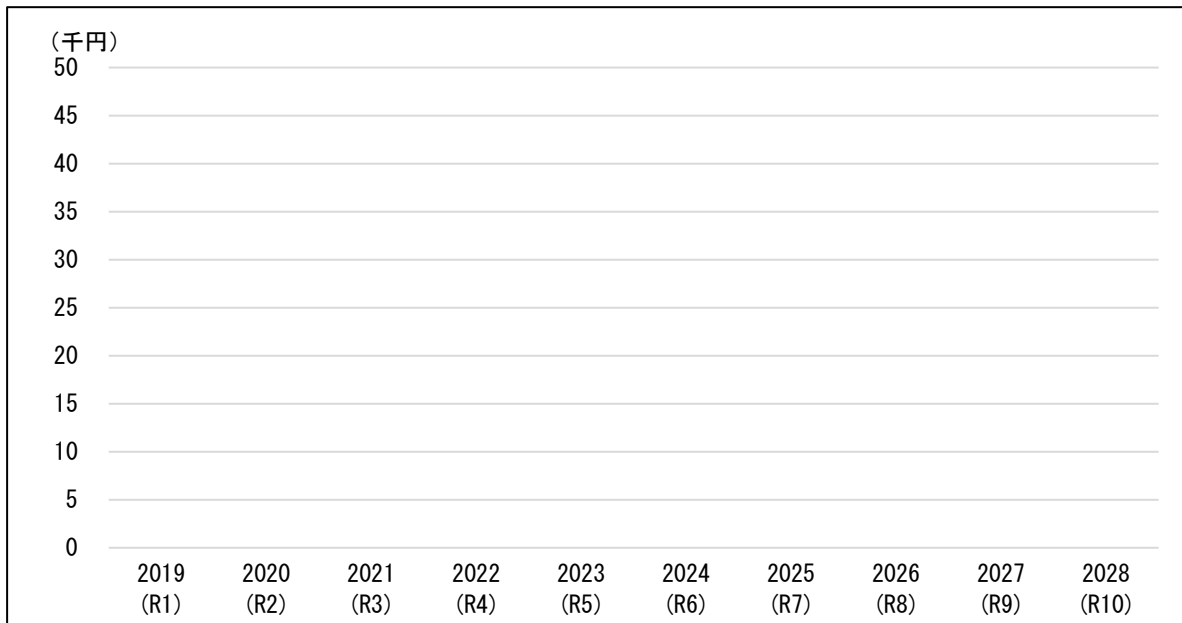
⑥ 防災・安全対策に関する事項

県の防災に関する計画や、本村の地域防災計画の内容等を踏まえて、必要な対策・事業等を検討してまいります。

(2) 投資の試算結果

本投資計画では、推計期間内において投資（建設改良）は行わないことから、投資額は0千円で一定となります。

表 4-1 投資の試算結果



2. 財源試算

(1) 財源の目標及び取組事項

特定地域生活排水処理事業における財源の目標及び取組みとして、次の事項を計画しています。

① 財源の目標に関する事項

使用料収入の減少が見込まれますが、一般会計負担を抑制、地方債残高の縮小させるように財政運営に取り組みます。

また、財政運営の健全化を図るため、料金改定の検討を進めていきます。

② 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入は、次の要素により予測することが可能と考えます。

(a) 処理区域内人口 … 将来における処理区域内人口

(b) 使用料単価 … 住民1人当たり使用料単価

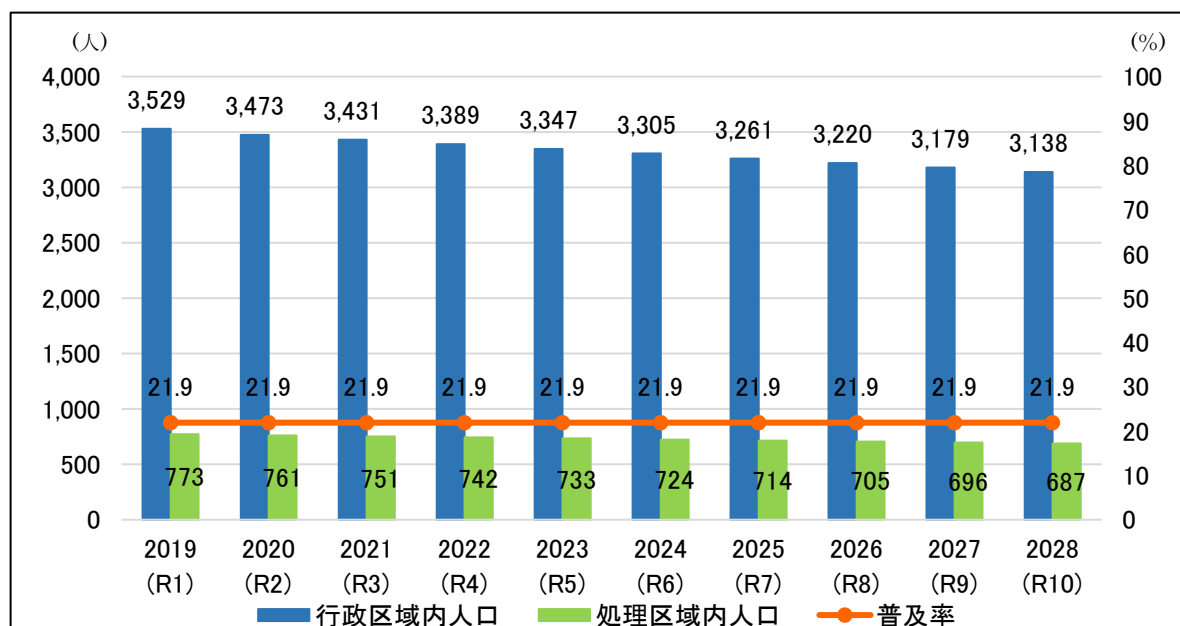
上記の要素については次のとおり推計を行います。

(a) 処理区域内人口については、減少傾向が続くこととします。

(b) 使用料単価については、2015（平成27）～2017（平成29）年度の実績値平均が続くこととします。

上記を踏まえた、各要素の予測値は表4-2のとおりとなります。

表 4-2 使用料収入の各要素の予測値



③ 企業債に関する事項

企業債の借入れを行った場合には、将来世代の負担が増加することが見込まれることから、推計においては借入れを行わないこととします。

④ 繰入金に関する事項

繰入基準に基づき、適正な範囲で繰入れを行う推計とします

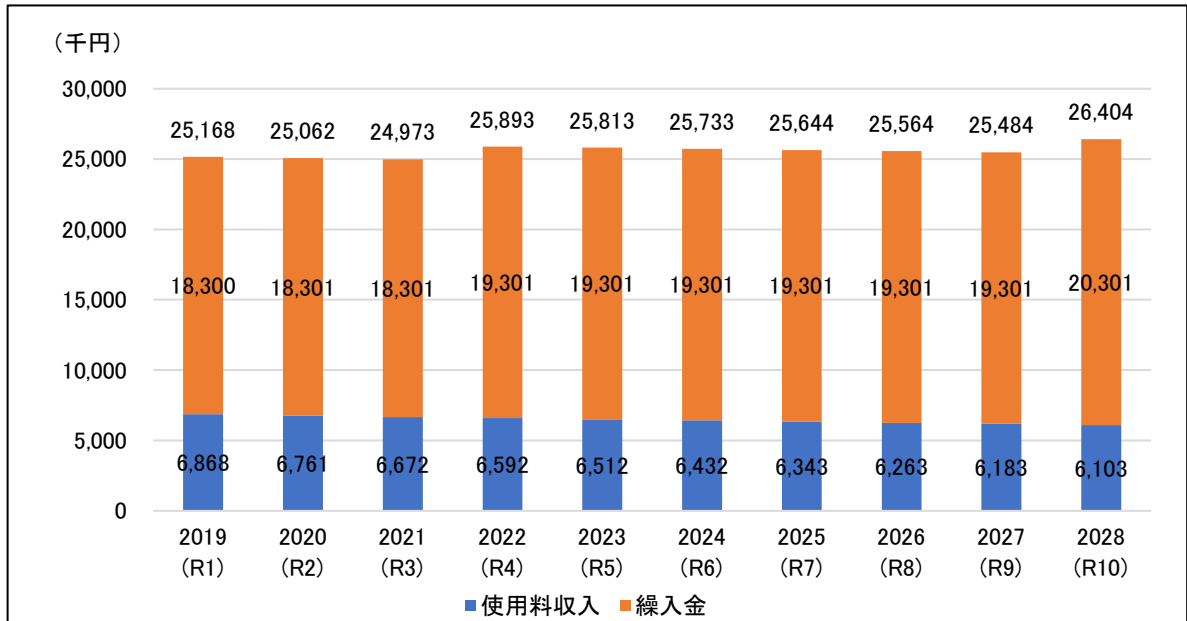
⑤ 資産の有効活用に関する事項

本村特定地域生活排水処理事業においては、有効活用が可能な遊休資産や基金等を特に有していないため、該当事項はありません。

(2) 財源の試算結果

(1)で掲げた取組み事項を踏まえた、財源の試算結果は表 4-3 のとおりです。

表 4-3 財源の試算結果



3. 投資・財政計画（収支計画）の策定結果

(1) 投資以外の経費に関する取組事項

特定地域生活排水処理事業における投資以外の経費に関する目標及び取組みとして、次の事項を計画しています。

① 民間活力の活用に関する事項

（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

現状具体的な検討はありませんが、今後、近隣団体等の状況を踏まえて検討していきます。

② 職員給与費に関する事項

専門として従事している職員がいないため負担はありません。

③ 動力費に関する事項

平成29年度の実績値が続くことを見込んでいます。

④ 修繕費に関する事項

修繕費については、直近3カ年の平均額を基準として、2018（平成30）年度以降もこの平均額が続いていくことを見込んでいます。

⑤ 委託費に関する事項

委託費については、直近3カ年の平均額を基準として、2018（平成30）年度以降もこの平均額が続いていくことを見込んでいます。

⑥ その他の経費に関する事項

直近3カ年の平均額を基準として、2018（平成30）年度以降もこの平均額が続いていくことを見込んでいます。

(2) 投資・財政計画の策定結果

以下、特定地域生活排水処理事業の2019（令和元）年度～2028（令和10）年度における投資・財政計画の策定結果について説明します。

① 収益的収支

営業収益は2019（令和元）年度の6,868千円（すべて使用料収入）から2028（令和10）年度には6,103千円（すべて使用料収入）まで減少する結果となりました。主に人口の減少による使用料収入の減少によるものとなります。営業外収益は（すべて一般会計繰入金）は2019（令和元）年度の18,300千円から2028（令和10）年度には20,301千円まで増加する結果となりました。

営業費用は2019（令和元）年度の16,648千円から2028（令和10）年度には16,648千円と、大きな変動がなく推移する結果となりました。営業外費用は2019（令和元）年度の2,396千円（すべて支払利息）から2028（令和10）年度には1,256千円（すべて支払利息）まで減少する結果となりました。

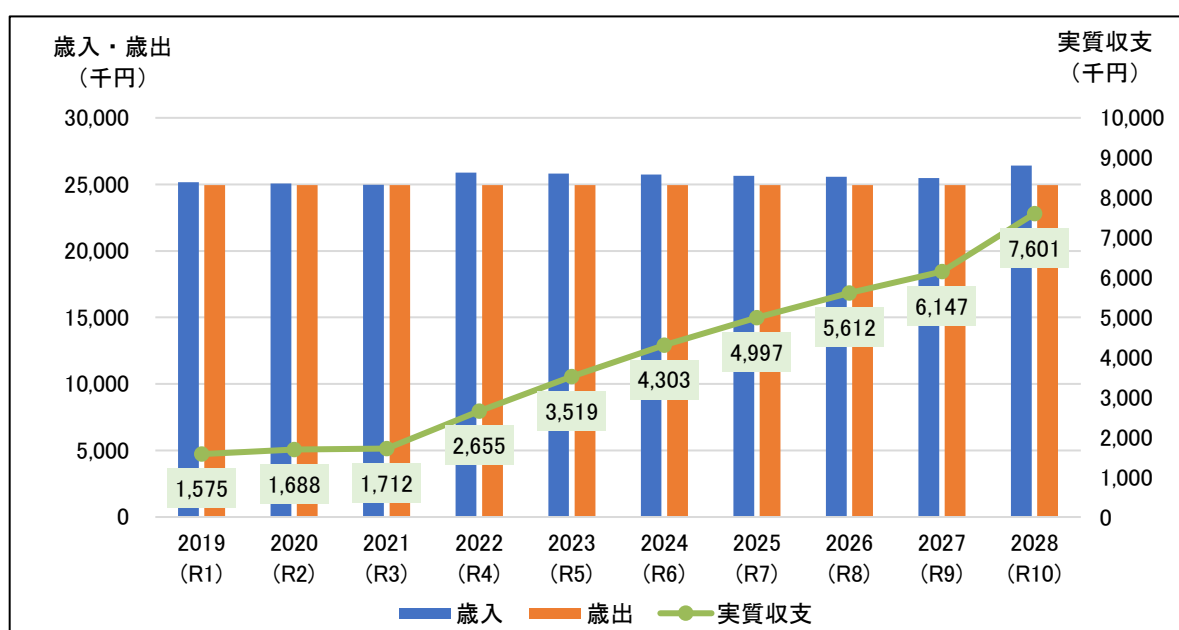
これらにより、収益的収支差引は、2019（令和元）年度の6,124千円から2028（令和10）年度には8,500千円まで増加する結果となりました。

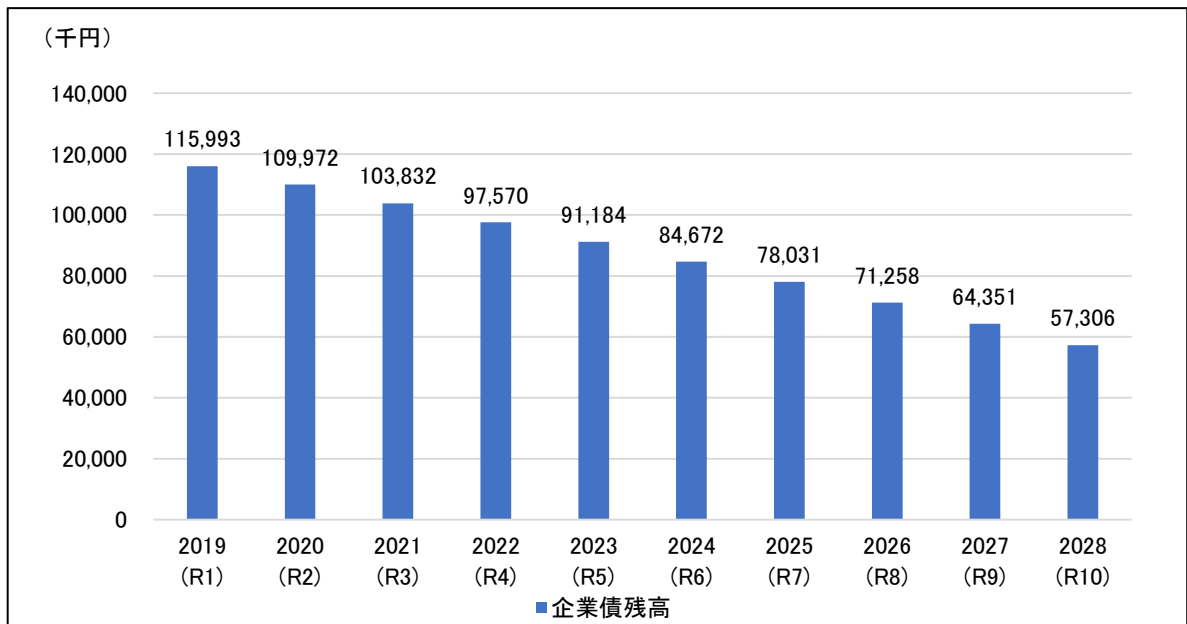
② 資本的収支

将来推計においては建設改良費を見込まないことから、資本的支出は企業債償還金のみとなっています。平成31年度の5,904千円から2028（令和10）年度には7,045千円まで増加する結果となりました。資本的収入は計画期間中において見込んでいません。

③ 実質収支と企業債残高

以上より、実質収支は2019（令和元）年度の1,575千円が2028（令和10）年度には7,601千円に減少する結果となりました。また、企業債残高は2019（令和元）年度の115,993千円から2028（令和10）年度には57,306千円まで縮小する結果となりました。





(3) 投資・財政計画のまとめ

特定地域生活排水処理事業は整備が完了しており、かつ施設が比較的新しいことから、今回の計画では建設改良費を見込んでいません。その結果、将来推計は比較的安定した状態で推移するものと見込まれます。しかし、一般会計からの繰入金も多額に見込むことから、本計画における推計年度以降においては、老朽化する設備の更新費用や独立採算のための一般会計からの繰入金の削減などに取り組み、適正な下水道料金水準の検討も行っていくことが必要になると見込まれます。

(4) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の平準化に関する事項

施設については現時点で老朽化には至っていませんが、将来的には更新が必要となるため、適切な修繕の実施により長寿命化を行うとともに、中長期的な視点で更新投資を計画することにより投資の平準化を行います。

② 防災・安全対策に関する事項

本村の地域防災計画の内容を踏まえて、災害に対する予防及び復旧も含めた事業継続計画（BCP）策定を検討します。

③ 財源についての検討状況等

計画期間（2019（令和元）年度～2028（令和10）年度）において、使用料の改定は見込んでいませんが、現状は一般会計からの繰入によって収支均衡を保っており、基準外繰入も多い状況です。経費削減を最優先として維持管理に取り組んでおりますが、今後も重要なインフラでもある合併処理浄化槽を適切に管理していくためには、村の財政負担に過度に頼ることなく、安定的な事業運営を継続していくため、使用料の見直しを含めた方策を検討していきます。

④ その他の取組についての検討状況等

現在の本村特定地域生活排水処理事業会計は地方公営企業法非適用事業であり、一般会計と同様に現金主義会計をとっています。総務省は公営企業の地方公営企業法適用（法適化）を求めており、下水道事業は法適化の重点事業と位置づけられています。法適化により発生主義会計が導入されると、下水道事業の資産・負債の姿が「見える化」し、独立採算が求められる公営企業の経営に資することから、今後、法適化の可能性について検討していきます。

【投資・財政計画（収支計画）】

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H29 (決算)	H30 (見込)	R1	R2	R3	R4
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		25,662	25,195	25,168	25,062	24,973	25,893
		(1) 営 業 収 益 (B)		7,105	6,894	6,868	6,761	6,672	6,592
		ア 料 金 収 入		7,105	6,894	6,868	6,761	6,672	6,592
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益		18,557	18,301	18,300	18,301	18,301	19,301
		ア 他 会 計 繰 入 金		18,557	18,301	18,300	18,301	18,301	19,301
	イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)		19,778	19,159	19,044	18,928	18,809	18,687
		(1) 営 業 費 用		17,155	16,648	16,648	16,648	16,648	16,648
		ア 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0
		ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他		17,155	16,648	16,648	16,648	16,648	16,648
		(2) 営 業 外 費 用		2,623	2,511	2,396	2,280	2,161	2,039
ア 支 払 利 息			2,623	2,511	2,396	2,280	2,161	2,039	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		5,884	6,036	6,124	6,134	6,164	7,206		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		0	0	0	0	0	0
		(1) 地 方 債		0	0	0	0	0	0
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		0	0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	0	0
		(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金		0	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他		0	0	0	0	0	0	
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)		5,678	5,790	5,904	6,021	6,140	6,262
		(1) 建 設 改 良 費		0	0	0	0	0	0
		ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		5,678	5,790	5,904	6,021	6,140	6,262
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他			0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 5,678	△ 5,790	△ 5,904	△ 6,021	△ 6,140	△ 6,262		

(単位:千円, %)

区 分		年 度						
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	25,813	25,733	25,644	25,564	25,484	26,404	
	(1) 営 業 収 益 (B)	6,512	6,432	6,343	6,263	6,183	6,103	
	ア 料 金 収 入	6,512	6,432	6,343	6,263	6,183	6,103	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	19,301	19,301	19,301	19,301	19,301	20,301	
	ア 他 会 計 繰 入 金	19,301	19,301	19,301	19,301	19,301	20,301	
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	18,563	18,437	18,308	18,176	18,042	17,904
		(1) 営 業 費 用	16,648	16,648	16,648	16,648	16,648	16,648
		ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	16,648	16,648	16,648	16,648	16,648	16,648
		(2) 営 業 外 費 用	1,915	1,789	1,660	1,528	1,394	1,256
ア 支 払 利 息		1,915	1,789	1,660	1,528	1,394	1,256	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		7,250	7,296	7,336	7,388	7,442	8,500	
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0
		(1) 地 方 債	0	0	0	0	0	0
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	6,386	6,512	6,641	6,773	6,907	7,045
		(1) 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0
		ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	6,386	6,512	6,641	6,773	6,907	7,045
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 6,386	△ 6,512	△ 6,641	△ 6,773	△ 6,907	△ 7,045		

(単位:千円, %)

年 度		H29 (決算)	H30 (見込)	R1	R2	R3	R4
区 分							
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	206	246	220	113	24	944
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	904	1,110	1,356	1,575	1,688	1,712
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,110	1,356	1,575	1,688	1,712	2,655
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒 字 (P)	1,110	1,356	1,575	1,688	1,712	2,655
(N)-(O)	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	7,105	6,894	6,868	6,761	6,672	6,592
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高	(X)	127,687	121,897	115,993	109,972	103,832	97,570

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		H29 (決算)	H30 (見込)	R1	R2	R3	R4
区 分							
収益的収支分		18,557	18,301	18,300	18,301	18,301	19,301
	うち基準内繰入金	8,301	8,301	8,300	8,301	8,301	8,301
	うち基準外繰入金	10,256	10,000	10,000	10,000	10,000	11,000
資本的収支分		0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計		18,557	18,301	18,300	18,301	18,301	19,301

(単位:千円, %)

区 分	年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	(E)+(I)	(J)						
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	864	784	695	615	535	1,455
積 立 金		(K)	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金		(L)	2,655	3,519	4,303	4,997	5,612	6,147
前年度繰上充用金		(M)	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支		(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,519	4,303	4,997	5,612	6,147	7,601
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支		黒 字 (P)	3,519	4,303	4,997	5,612	6,147	7,601
(N)-(O)		赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率		$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率		$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額		(R)	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益		(B)-(C) (S)	6,512	6,432	6,343	6,263	6,183	6,103
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率		$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額		(T)	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額		(U)	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模		(V)	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率		$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高		(W)	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高		(X)	91,184	84,672	78,031	71,258	64,351	57,306

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10
収 益 的 収 支 分			19,301	19,301	19,301	19,301	19,301	20,301
うち基準内繰入金			8,301	8,301	8,301	8,301	8,301	8,301
うち基準外繰入金			11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	12,000
資 本 的 収 支 分			0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金			0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金			0	0	0	0	0	0
合 計			19,301	19,301	19,301	19,301	19,301	20,301

〔投資・財政計画の前提条件について〕

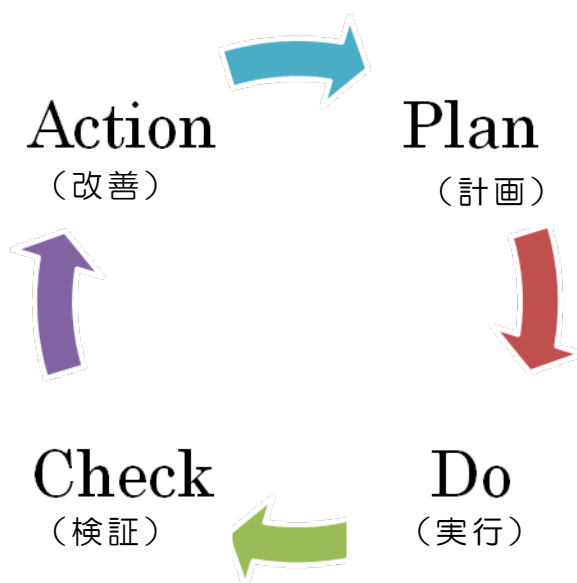
項 目	項 目	推計条件
収益的収入	料金収入	①年間有収水量（m ³ ）×②使用料単価（円/m ³ ） ①：人口推計と連動し減少 ②：2017（H29）年度の実績値を使用
	受託工事収益	該当なし
	その他	該当なし
	他会計補助金	基準内（企業債償還分＋利息分）＋基準外（赤字補填分）
	その他	該当なし
収益的支出	職員給与費	2017（H29）年度の実績値
	動力費	過去3年（2015（H27）～2017（H29））の平均値
	修繕費	平成40年度で8,000千円を見込み年々増加
	光熱水費	過去3年（2015（H27）～2017（H29））の平均値
	通信運搬費	過去3年（2015（H27）～2017（H29））の平均値
	委託費	過去3年（2015（H27）～2017（H29））の平均値
	支払利息	年度別償還推計表より計算された値を使用
	その他	過去3年（2015（H27）～2017（H29））の平均値
資本的収入	企業債	推計期間内において借入れを行わない
	他会計負担金	該当なし
	工事負担金	該当なし
	その他	該当なし
資本的支出	建設改良費	推計期間内において建設改良を行わない
	職員給与費	該当なし
	企業債償還金	年度別償還推計表より計算された値を使用

第5章 経営戦略策定後の検証・更新

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCA サイクル（計画 PLAN - 実行 DO - 検証 CHECK - 改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績のかい離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するという PDCA サイクルの一連の流れにより行っていくものとします。

また、計画のローリング（定期的な見直し）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行ってまいります。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討してまいります。



(参考資料) 経営比較分析表の指標説明

1. 経営の健全性・効率性

(1) 収益的収支比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
収益的収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{100 \times (\text{総費用} + \text{地方債償還金})}$

【指標の意味】

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要です。

(2) 企業債残高対事業規模比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$

【指標の意味】

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

(3) 経費回収率（％）

【算出式】

	算出式（法非適用企業）
経費回収率（％）	$\frac{\text{下水道料金}}{100 \times \text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}$

【指標の意味】

料金で回収すべき経費を、どの程度料金で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するので、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

(4) 汚水処理原価（円）

【算出式】

	算出式（法非適用企業）
汚水処理原価（円）	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコストを表した指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組みといった経営改善が必要です。

(5) 施設利用率(%)

【算出式】

	算出式（法非適用企業）
施設利用率(%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{100 \times \text{晴天時現在処理能力}}$

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望めます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。

(6) 水洗化率(%)

【算出式】

	算出式（法非適用企業）
水洗化率(%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{100 \times \text{現在処理区域内人口}}$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】

水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が 100%未満の場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため水洗化率向上の取組みが必要です。

2. 老朽化の状況

(1) 管渠改善率（％）

【算出式】

	算出式（法非適用企業）
管渠改善率（％）	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{100 \times \text{下水道布設延長}}$

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、数値が1％の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。類似団体との比較により、自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

高山村 建設課

〒377-0792

群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

TEL 0279-63-2111

FAX 0279-63-2768

2021（令和3）年3月